

## 「黙示の同意」について

個人情報保護法については、あらかじめ本人の同意を得ないものは、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者にとって利益になるものや、事業者側の負担が膨大になり、かつ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者にとって合理的でないものについては、あらかじめ被保険者等が容易に知りうる方法で通知し「黙示の同意」による同意（包括的な同意）を得ておくことでよいことになっています。

当健康保険組合では以下の事項についてはこの趣旨に該当すると判断し、包括的な同意とさせていただきますので、支障のある場合は当健康保険組合にご連絡ください。

1. 医療費通知及び給付金支給決定通知を世帯まとめて行うこと。
2. 高額療養費の該当者に事業所経由で申請書をお送りすること。
3. 「健康者表彰」該当者に記念品を渡すために、該当者の一覧を事業所へ提供すること。

(お問い合わせ先)

しんくみ関西健康保険組合

Tel.06-6943-7636